

公益法人の会計に関する研究会（第29回）  
議事録

内閣府公益認定等委員会

## 公益法人の会計に関する研究会（第29回） 議事次第

日 時：平成30年 1 月23日（火） 9:59～11:30

場 所：内閣府公益認定等委員会事務局 第1会議室

1. 控除対象財産に関する運用益（果実）の取り扱いについて
2. 特定費用準備資金の運用について
3. 財務諸表における勘定科目の明確化等の検討について

○高山座長 それでは、時間になりましたので、ただいまから第29回会計研究会を開催いたします。

本日は3つ議題がございますが、その第1として「控除対象財産に関する運用益（果実）の取り扱いについて」でございます。

では、事務局から御説明をよろしく申し上げます。

○黒野補佐 それでは、ゼムクリップを外していただいて、資料1をご覧ください。資料1は、前回の28回の研究会をまとめつつ、検討事項を一覧的にまとめた資料でございます。

1番目から確認していきます。「1. 6号財産に整理される運用益（果実）の取扱い」でございます。こちらにつきましては、認定規則の改正等により、6号財産に果実が含まれないことを明確化する。5号財産に関しても、認定規則の改正等が必要か否かを検討するというところで、こちらの方向で同意をいただいているものと認識しております。

「2. 1の適用時期について」でございますが、実務上の対応期間を勘案し、2019年4月以降開始事業年度からを目指すことでよいか検討する。こちらは実務に落とし込むために、実際の検討が必要だという趣旨でございます。

「3. 1の適用以前に溜まった運用益（果実）の取扱い」につきましては、新しい認識で、6号財産に果実が含まれないということを制度として取り扱うようになった以前にたまった運用益の取り扱いでございます。

こちらにつきましては、制度運用上、目的使用を促す仕組みを検討するというところで、法的に強制することは困難だと考えておりますので、実務上使用していただけるような何らかの方策を検討するというところでございます。

「4. 1の認定規則改正に伴う会計基準の改訂について」ということで、将来的に会計基準を全面的に見直すことは当然あり得ることかと思えますけれども、その前段階といたしまして、そもそも一般正味財産、指定正味財産の概念整理も必要ではないかということでございます。こちらもタイミング等いろいろございますけれども、検討していきたいということでございます。

「5. 収支相償上の取扱い」ということで、前回、28回の研究会におきましては、6号財産に整理されない果実等も含めて収支相償の対象にするということは、一定の合意が得られたものと認識しておりますけれども、実際、実務でどのように整理できるかというところを検討した結果、すんなりいかないということがわかりまして、引き続き検討を要するというところで整理させていただいております。

こちらにつきましては、参考資料をご覧ください。次の紙になりますけれども、こちらは上の四角が事業年度を意味しておりまして、1事業年度、その次の年度、その次の年度という形になっております。

上から貸借対照表、損益計算書、認定規則の別表A、別表C（5）ということでも簡単に整理しておりますけれども、真ん中の2の一番下の別表C（5）のところを見ていただき

ますと、ここで特費を100積み立てたときに、P/Lを見ていただきますと、指定正味財産増減の部で運用益が100ふえている状態となります。仮にこの状態で特費を積むということになると、将来、3事業年度で特費を取り崩した場合、取り崩すことによって会計上は指定から一般に振りかえられるので、その分、P/Lの収入がふえます。

収支相償の観点からいいますと、積んでいた特費を取り崩すということも収入扱いするというので、3事業年度の別表A(1)を見ていただきますと、特費の取り崩しと一般へ振りかえられた収入の増加ということで、二重に計上されてしまう形になって不都合が生じるということでございます。

これが下に書いてある「①資金の実態に合わせた会計処理・制度上の整理した場合」ということで、自然に流して整理するとういう形になるということ、これはこのままではよろしくないということです。

②といたしまして、このような不具合が生じないように、特費を積む時に、いきなり取り崩しというのも何ですけれども、そのような概念を導入して、実際に費用を使うときに、P/Lの収支相償のところで収入の増加を把握しないで済むような形をとった場合であっても、実際の資金と取り崩しの資金との関係がずれてしまうということ、これもよろしくないということで、理論上、指定正味財産に含まれる運用益をそのまま収支相償の対象にしようとする、何らか別管理をしないといけないという状況がございます。

今の流れでいくと、収支相償については、これまで適用を緩和するというので実務の一定の理解を得ているところでございますけれども、そういう状況において、また面倒な管理をやらしてもらえないといけないことになると、対応する法人の側も、あるいは監督する行政庁の側も非常に苦しいということが想定されるので、何らかの検討が必要になるということで、引き続き検討という整理をさせていただいております。

説明としては、以上でございます。

○高山座長 ありがとうございます。

今の最後の説明のところで、前回、会計的には指定正味財産のままで、制度上、指定正味財産から一般正味財産として取り扱うといった別表調整等をしながらあたかも税務調整と同じような形の考えでやろうとしたのですが、実際にはなかなか困難なことがありまして、言うは易しではないですけれども、別表調整という考え方は、実際、やってみると調整計算が複雑になり大変ですという説明です。

以上を受けまして、皆様から御意見を承りたいと思います。資料1から5までありますが、それぞれお気づきの点あるいは御意見等がありましたら、ここで述べていただきたいと思うのですけれども、長参与からいかがですか。

○長参与 確かに別表のほうは、工夫をしないと今のままではできないというのは明らかだと思うのですが、会計的には寄附者の意図、指定があるのか、ないのかということで会計処理をするので、果実についても、指定の意図があるということでしたら、特に問題はないのかなと思うのですけれども、別表を変えるとか、その調整はちょっと複雑になっ

てしまうのですが、その趣旨をもう少し何か説明をすとかいうことでないと、できないのかなと思いました。現状では確かに厳しいと思います。

○高山座長 ありがとうございます。

中田参与、いかがでしょうか。

○中田参与 参考資料の意味がちょっとわからなかったのですが、これは会計上は指定のままでやるということを前提としているから、こうなるということですよ。

○黒野補佐 そういうことです。

○中田参与 会計上、特費を積み立てた段階で指定ではないのだとしてしまえば、2事業年度のところで指定から一般への振替えが行われるから、収支相償上問題がないのだということですよ。なかなか難しいですね。

会計上指定のままとすることにどれだけの意味があるかということなのではないかと思うのですが、方針からしてみたら、結局、今まで指定がかかっているということで、1号等にしてきた財産を取り崩さなければいけないということでは同じなので、その段階で指定なのか、一般なのかということは余り意味がなくなってくるのではなかろうかと思っています。会計上は意味がありますけれども、法人は会計上はどうかということころは余り意識していないのではないかと思うので、むしろ会計とそれを分けるというか、取り崩した段階で指定が解除されたよということにしてしまわないと、非常に複雑な処理になるということですよ。会計上正しくすると、現実的には非常に難しい処理を法人に強いることになるということですよ。

○高山座長 事務局も物すごく大変です。

○中田参与 そうですね。物すごく大変ですね。

○高山座長 ですから、別表調整という判断をとったら、法人にも事務局にも相当複雑な計算を強いていくと。ですから、税務申告ならば、多くは専門家の税理士が別表をつくりましますけれども、公益法人制度上の別表調整については多くの皆さんは良くわからないわけです。この制度に物すごく精通した専門家が新たに必要になってくるという意味で、非常に悩ましい話だと思います。

○中田参与 これは会計的な問題なのかもしれませんが、指定のままでおくということはどうなのでしょう。指定をするということが、要するに、利息に指定がかかっているという状況があって、でも、それを取り崩しなさいと言えるかということですよ。その辺がちょっと難しいなと思うのですが、現実問題としては、処理が難しいとやはりできないと思いますので、処理は簡単にしなければいけないのかなと思っています。何がいいかわかりませんので申しわけないのですが、現実的にはそういう処理だと思います。

○高山座長 わかりました。

では、上倉参与。

○上倉参与 特に資料1の1つ目、2つ目、3つ目のところは特段異論はありません。3番についても、使用を促すような取り組みというのは何か必要なのではなかろうかなと思

います。

4番目のところが最初はよくわからなかったのですけれども、一般正味財産として正味財産の概念整理が必要だと。要は、現行の会計基準を見直すということなのでしょうけれども、これは今お話がありました、利息も指定から外すよということを前提にしてというお話でよろしいのですか。

○高山座長 そうです。

○上倉参与 そういう理解でよろしいですかね。制度に流されて会計のほうの定義を変更するというのは、非常に違和感を覚えるなというのが正直なところなんです。ただ、先ほど中田参与がおっしゃられたように、利息を指定だと表示することにどれだけ意味があるかというのは確かだと思いますけれども、ある意味、決めの問題なのかなと割り切ってしまうと、そういう整理の仕方もあるのかなとは思いますが。

○高山座長 そうなのです。本当にすごく悩ましい部分があって、会計理論を今までどおりとやってしまうと、そこで待っているのは、使用者である法人側あるいは事務局側の大変複雑で困難なイバラの道だけが残ってしまうというところがあるので、それをどう整理するかという話だと思います。

では、金子参与、いかがでしょうか。

○金子参与 参考資料のほうで①に「資金の実態に合わせた会計処理」というのがあると思うのですが、その下の正味では剰余が生じていないが、特費を積むと実際に使う段階で収支相償に問題が生じるというのは、「収入二重」とありますけれども、どちらかというところ、これは認識タイミングがずれるだけの話であって、それは結果として別表をつければ出てくるのは当然で、もしこれが理由で①が否定されるとすると、外への理由としては難しいのではないかと。

でも、実態に合わせた会計処理をすると問題が生じるとしたら、では、実態に合わせない会計処理をするのでしょうかという話になってしまうので、そこはそういう説明だと相当難しいのかなということを感じております。

もう一個は、会計のほうから見ると、ふだん内閣府の皆様方が感じるプレッシャーというのは、当然、すごく利害対立等がいろいろあって、会計士の先生方が別のところから生じるプレッシャーというのはまた違うプレッシャーがあって、そのプレッシャーの中で利害がうまく何とか調整されると思うのですけれども、その中で会計士の先生方の考えとしては、ここの委員でいる先生にとっては、会計を変えてしまうというのは物すごく大変なことで、もしそれを最終的に通してしまった場合のプレッシャーというのは相当大きなものになるのではないかなと思います。

それとあわせて、会計基準のたてつけとして、会計基準Aというのは、例えば、指定正味財産とはこういうものであるという書き方ができると思うのですけれども、運用益は絶対に指定としてはいけないということを書くというのは、会計基準のたてつけとして相当違和感があるのです。

AはBであるという定義はいいですけども、Bは絶対に指定にはいけないということを書くためには、そもそも会計基準のたてつけとして相当イレギュラーになってしまうので、その理由立てというのが物すごく必要になってきてしまうと思うのです。

少なくとも、もし会計基準本文でそれに関連することを書くということになった場合には、なかなか難しいのかなというのと、例えば、どこかで読むとなっても、今まで読んでいなかったのを、これから今の基準を前提として急にそう読むのですかと言われたら、そのときは今度はまたそれはそれで相当な理由が必要になってしまうので、いずれにしても文章のたてつけが相当大変になるのかなというイメージを持っております。

以上です。

○高山座長 ありがとうございます。

梶川参与、いかがでしょうか。

○梶川参与 私は、前回から申し上げていたこととほとんど同じになるのですけれども、この解釈を会計的なものと制度的なものを分けるということ自身、余り妥当性があるとは思えないので、そもそもこの別表加算みたいな話は難しいのではないかなと思います。

結局、会計的にも、本来、指定なのかというものが指定っぽくなっていたような気がするもので、その弊害が社会的に顕著になってきたので、本来からもそうだけれども、その解釈を会計的に明確にしようとして私の中では捉えているのです。

ですから、そういう意味では、それで制度も十分に守られるのではないか。社会から見た場合の弊害を感じられる話ということで、制度について検討しなければいけないのだけれども、その弊害というのは会計的に見た常識とも同じ話であって、変な話はどちらから見ても変なのだと思うのです。

ただ、会計的にちょっと緩かったところを「指定」というワーディングでもう少しちゃんとした定義でやればいいという話なのではないかなというのが私の整理なので、まず、この別表加算というのはもともと難しいし、技術論的に難しいという以前に、理屈として通らない話なのではないかなというのを、前回、全く同じことを申し上げました。

そういう意味でいえば、今回、どちらでやっても、そういうものまでだめなのかという話は出てくるのですけれども、そこは一律の決め方というのは難しいのかなと思うのですが、どちらかで決めるのだったら、会計的にそういう解釈を現場で解釈論としてきちんとやっていくということをどうサポートしていくか。また、それを制度がどのように確認するかというような話なのかなと思います。

制度で決めてしまうと、会計的には確かに解釈論を超える領域が入りますので、制度が決めているから仕方がないと言わざるを得ないとなると、皆さんの御懸念の会計と制度がゆがむという話なのですが、そうではなくて、そもそも会計と制度は合っていると私は思いますので、ただ、その決め方の難しさはこれから検討していかなければいけないかなという気はいたします。

○高山座長 ありがとうございます。

では、この点につきまして、小森委員のほうから何か御意見はございますか。

○小森委員 実務は混乱すると思いますので、それをまず避けなければいけないというのが1点です。

結局、我々が今まで検討しているのは、行政が実際の法人の監督、指導の局面に当たって、どこに書いてあるのだと、あなたは誰だと。あなたは誰だとは言わないでしょうけれども、何の権限があって言うのかというところで、要は、誰が神になってこうだと言えるのか。

恐らくぼやぼやとした形で放っておくと大混乱になるとと思いますので、決めは決めて、誰がどういう形で徹底をするのか。かつ、何かレターというか、オーソライズされたものがないと世の中は動かないので、今までのお話ですと、どうも会計側で受けるのも無理がある。かといって、行政指導チックなものでは、とてもではないけれども、こういう問題は対応できない。まだノーアイデアなのですけれども、どういう形で今の法令に近いような形で話していくか。

○梶川参与 会計で決めるのは無理があるのですか。

○小森委員 いや、そういう御意見があったという先ほどの金子先生のお話を受けてですね。

○中田参与 私もそう思います。会計がやるのは無理がある。指定の考えで「(運用益を除く)」はちょっと無理があると思います。

○梶川参与 いや、そう決めたら会計でそれに合わせるのは無理があると。

○中田参与 アイデアなのですけれども、結局、最初の認定規則の改正が前提となっていますよね。そうすると、指定から運用益を除くと法令で決まるわけですよね。だから、それは決め事としてやると、運用益の分については特費に移すということ自体が、今後は運用益ということ自体がそもそも外れるという形ですよね。だから、今までたまっていた分をどうやるかということなのですけれども、その辺は経過措置的な処理というのはとれないのでしょうか。

○高山座長 それはそうだと思います。ここに書いてあるのは3番目で書いてあることで。

○中田参与 だから、そもそも運用益自体が指定ではないのだという法律で移していく。

○小森委員 解釈論ということですか。

○中田参与 法律ですから、そこで。

○黒野補佐 現状はそこまで踏み込んで改正は考えていなくて、指定から外すのではなくて、6号財産、控除対象財産から外すということなのです。なので、概念上、指定に残るという領域が出てきているということです。

○高山座長 それをして、先ほど言ったように、折衷案として指定に置きながらの別表というのが出てきたわけです。でも、いろいろ考えたら、それは本当に不幸なのです。全ての人不幸になるので、こんな不幸なことを理論上正しいからとしてやるのは、いろいろ検討した結果、実施は無理ではないかということ、そういう意味で、これをどうするか



というのはこれからさらに検討していかなければいけないのですけれども、もう別表案はなしで考えていくということで、皆さん、よろしいでしょうか。

○長参与 寄附者の意思・意図があるので、会計的には指定ということは致し方ないと。むしろそうすべきだと思いますけれども、制度上、それは使ってほしいということですから、収支相償上は収益として6号財産の果実を扱うとか、そうすると、別表上は収支が両方そろわね。そういうことはできないのでしょうか。

もしそれが無理ということでしたら、範囲を広げるという特費の積み立てによってマイナスになった収支相償分というのは、繰り越しができるという措置ができないのかということと合わせるということとは可能だと思うのです。

要するに、会計上の問題ではなくて別表上の問題なのですよね。別表で解決できるものはやってほしい、なるべく簡単にしてほしいということがありますから、やはり行政上6号財産の果実は収益と認識してほしいということだったら、最初に別表上でやってほしいと思うのです。それで別表上の収支を合わせてほしいと思うのですが。

○高山座長 いろいろと別表のケースを考えてくると、相当なバリエーションになってくるので、そこまで強いるのですかということになるのです。だから、それはそれで、会計的には、これは指定なのだからこのままでいきましょうというものも一つあるかもしれませんが、そうすると、先ほど言いましたように、別表調整になると、こういう事例もありますのですけれども、いろいろな事例からして、結局、指定から一般に入れさせようという意図がありながら、それを別表でやらせると相当な大変さが出ますよということなのですよね。問題はそこだけです。

会計基準を遵守しながら別表でいくということになると、誰もハッピーではないのですよ。別表調整という方法もあったのですけれども、いろいろ考えた結果、いかがなものかなということだと思います。

○長参与 別表の仕組みを加えるということは非常に難しい、ちょっと無理だということでしたら、致し方ないですね。

○梶川参与 私、先ほどから自説にこだわる意味ではなくて、ファクトとして、会計的には指定なのだけれども、これを6号財産として認めると社会的に立たないという話というのは、具体的にどんな話があるのですか。

○高山座長 例えばの事例として、5号財産で株式を受けました。その株式の果実については通常当年度の事業で使ってくださいと普通はなっているので、本来なら一般正味財産に計上されます。ところが、コンサルタントが入って、その株式の果実についても指定をかけましょうと。そのほうが楽だからということで指定がかかると、配当がふえる部分について、使わずにたまっていきます。それは6号財産として指定がかかっているからです。

○梶川参与 ただ、それはやはり社会的にどうかと思う観点というのは、会計的にもそれを指定と解釈するのですか。

○高山座長 今は解釈できるような規定ぶりなのです。というのは、このために使ってく

ださいと。文章を工夫すれば、幾らでも指定正味財産に計上できてしまうのです。

○梶川参与 ただ、真のディスクロージャーの趣旨に合っているかどうかというのが会計の前提だから、私はそのところがもともとおかしいのだと思うのです。制度当局が世の中に説明できないものを、会計がどうして説明できるのかがよくわからないというのがもともとの趣旨なのです。

会計の説明はあくまでも会計でなければいけない話で、それは社会が見て笑い出さないかという話であって、これは今、社会が見てちょっと変だと思うことが制度上問題になっているのではないのですか。だったら、会計だっておかしいに決まっていますよね。

○高山座長 おかしいのです。

○梶川参与 それは会計がきちんと履行するべきではないですか。会計は会計をやる人が第一の責任ですけれども、例えば、会計士が見ているのだったら、それはまずいですよと言うしかないでしょう。仮に監査をやるという制度があるのだったら、監査上まずいと。単純にそれだけの話なのだと思うのですが。

○高山座長 そこで、小森委員が先ほどおっしゃったように、どこに書いてあるのですかという話になるのです。

○梶川参与 いや、どこにも書いていなくても、会計というのは趣旨に合わなければおかしいのです。それが会計という性格で、行政的公権力行使と会計のプロフェッショナル・ディシジョンとは違うのです。だから、会計のプロフェッショナル・ディシジョンを行政的にフォローしていただくということは非常に重要なことだと思うのですけれども、行政がやることを会計がフォローするのではないと思います。

○高山座長 ただ、会計にはもともと収支相償という考え方も、遊休財産という考え方もないのです。ですから、今、問題となっているのは、遊休財産逃れ、収支相償逃れという制度の逃れ方を、脱法とは言いませんけれども、会計をうまく使いながら行って、そこが目に残るといふ状態なのです。

○梶川参与 ただ、私は、指定しているという定義に関しては、会計的なきちんとしたアカウンタビリティのある判断というのは当然できると思って、ごく常識的に考えて、特定の用途を最初から勘案して、それについて寄附者がお金を出し、その運用益もあわせて、こういうものにこういう具体性を持って使ってほしいと。

もともとの話というのは、具体的なクリアなアクションプランがないままに運用益が積み上がり続けるということが、最初のこの話のテーマだったのではないかと思うのです。

○高山座長 そうです。

○梶川参与 それは会計的に見ても指定ではないですよ。

○高山座長 アクションプランがなくても、指定できてしまうというのが現状なのです。もともとおかしいのですよ。でも、そういうことなのです。

○梶川参与 アクションプランがなくて指定というのは、どうやってその指定を取り崩すのかということですよ。それだと、正に好きにためていいよという話で、会計的に

も指定ではないでしょう。

○高山座長 小森委員。

○小森委員 結局、梶川参与のおっしゃっていることというのは、言葉を変えて言えば、制度会計と会計の理想というか、前提で、どちらに比重をというか、私的には、制度会計である以上、何らかの権威のある機関、あるいは行政がこういう指針だということを示さない限り、当然、世の中は混乱するわけです。理念ではこうだからというのはよくわかるのですけれども、それだと恐らく行政も困るし、法人側が非常に困るのではないかと。

○梶川参与 制度会計というのは、会計的なディシジョンを制度的にリファーするという話で、今の企業会計などは、特に国際的に見ればあれですけれども、ほとんどプリンシプルベースになっていたりもするわけで、会計というのは会計として存在しているわけで、それを制度が利用できる場所は利用し、利用できないところは、税務でいえば別表加算をすとかという話なのではないかと思うのです。

しかし、税務で全部収益基準を決めるわけではなくて、収益基準も会計的な収益基準を援用して収益を決めると。だから、そういう意味では、非営利のこういう組織のものを全て制度で、そうすると、会計が全部制度に任せて、会計基準全部をディテールまで制度で決めるかということになる。

それは無理があるので、やはり会計的ジャッジメントが残るところというのは、会計に委ねていただくほうが、会計を専門職としている立場としても、自分の職業的立場ではなくて、社会常識の今の流れはそちらなのではないかなと思います。

リファーできないものはリファーできないので、会計的な判断ではなくて、制度的な趣旨が明確にほかにあるわけですから、それは明確に社会に説明していけるわけなので、こういう制度でそれはだめだとか、画一性がとれないので、申しわけないけれども、だめだと言われれば、それはそれで仕方がないのですが、今回の話は、きちんとした両者のすり合わせで、現実にもどうしても泣き別れになるような事実関係が本当にあるのかなということが私にはよくわからないということで、もし出てきたらまたその時の話ですけれども、今、大きな社会的に批判を受ける趣旨については、会計的にも十分に対応できるのではないかなというのが私の意見です。

○高山座長 わかりました。

会計でできるという梶川参与の考えもあります。あるいはなかなか難しいのではないかとお考えになっていらっしゃる参与の方、委員の方もいますので、この辺について、方向性としては1番から3番まではオーケーということなので、4番、5番については今後も引き続きしっかりと検討して行って、制度改正に耐え得るような、場合によっては会計の改正ということも視野に入れ、もしない場合にはどうしたらいいのかということも考えていくということでもよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○上倉参与 教えていただいてもよろしいですか。

○高山座長 どうぞ。

○上倉参与 先ほど株式の例がありましたが、株式の配当金を6号財産にして、それが指定されていますよというお話ですけれども、どういう指定のされ方をされているのでしょうか。

○高山座長 不足したときに使ってくださいという指定をしているのです。

○上倉参与 不足したときに使ってくださいという指定ですか。

○高山座長 だから、ゼロになればとか、マイナスになれば補填していくということなんです。もともと余りいい指定ではないと思いますけれども、そこにあるのは、今まで株の配当がそんなになかったんで、それでやっていたんです。ところが、今、配当がぐっとふえていますから、事業拡大をしてもらいたいのですけれども、やはり将来不安などがあって、それを使わない。だったらいいのですが、それがどんどん積み上がっていくというような状態なので、果たしていいのですかということなんです。

○小森委員 結局、指定の文章表現の問題なのか、事によっては、そういうことは不適切であると。会計側からして、そこまでのディテールを規定というのはしてこなかったし、幾つかの財団で制度の趣旨に期待するような運用がなされていないということがあるわけですけれども、今、お話を聞いていて、今おっしゃられたような表現ぶり、記載ぶりが不適切であるということだとすると、表現ぶりだけであれば、会計側の問題でそこまで言えるかというのはあるにしても、会計側でそこら辺は解決できるのかなという気がしてきました。

○上倉参与 指定の解除のタイミングを、会計上、何らかの規制をかけられるかどうかという話なのですか。

○小森委員 タイミングか。

○上倉参与 はい。将来、どういうタイミングで解除されるのですかというところを、合理的に説明できるものが指定だよという話なのですか。

○高山座長 それが今の会計基準にはないですね。

○上倉参与 はい。その部分を会計に付加させれば、会計でうまく説明できるのではないのでしょうか。

○高山座長 そうなると、結果は4号と何も変わらないのです。実態は6号と言っていますけれども、解除のタイミングというのは、年数を決めていくということはもう4号そのものなのですね。それでも6号を使いたかった人たちがいて、それを4号に持っていく。4号に持ってこさせるということは、結果としては指定正味財産から一般正味財産に持ってきなさいということを強いているわけで、一般正味財産の収入が計上し、黒字となったならば将来のために積み立ててくださいと。それも期間をきっちり決めてということなのです。

○小森委員 使途と期間ですね。

○高山座長 使途と期間ですね。本当はそれが指定なのだと思うのです。

○梶川参与 そうだと思っているのです。単純にそうだと思うから、今、そうなのではないのかと。引当金だって、取り崩す事象がはっきりしていなければ引き当てられないのと逆で、方向性だけあっても、事象を確定できないものをどうして指定と言えるのか。

○高山座長 ただ、今は期間等は書いていないで、その辺も余り考えずに平成26年度報告にも書いてしまっているのです。だから、そういう深刻な問題もあるのですけれども、この報告書で書いてあるのは、あくまでも公益のこういう事業のために使用するという抽象的な書きぶりで指定に計上されてしまうということに対して、もう少し書きぶりを明確化させたのですが、今となってみれば、それが本当に指定だったかどうかという懸念はあるのですけれどもね。

○梶川参与 だから、その辺を少しわかりやすくすれば、いけるのではないかという気がするということなのです。こういうことというのは、すごく弊害が出たときに今話を交えるわけではなくて、経済事象は生き物ですから、一定の社会的弊害が出てきたときに、よりはっきり読み取ろうということで、特に実務運用のためのガイドラインにもあり得ることではないかと思うのですよね。

今回、非常に弊害が世の中に出てきて、本来の趣旨はここに書いてある趣旨と違うわけではないのだけれども、やや弊害的行為が出てきたので、この趣旨について、もう一度はっきりさせますということを経営的に手当てをしていければ、それが守られれば、行政上、別に制度的にそんなに問題があったわけではないということなのかなと思っているのですが。

○高山座長 議論は尽きませんが、人それぞれどちらに立っているかによっても、多分この議論というのは違ってきますし、ただ、こういう問題点を速やかに対応していかないと、実は、この問題は、制度の問題もありますけれども、課税上の問題でもあります。

私がここに対しての危機感を持っているというのは、譲渡所得の非課税規定の中に株式を抛出したときに、益を全て公益目的事業のために使うという規定があるのです。これは全て使うということですから、使ってくれなければ困るのです。それはこちらの制度上でもしっかり担保をしておかないと、多分将来制度自体がもたないと思っているからです。

ですから、そこの危機感もあって、6号のまま置いておくということが、他のしっかり真面目にやっているところから見ても大変迷惑な話ですから、ぜひこれについて引き続き検討していただいて、適切に対応していただきたいと思いますので、事務局はただいまの点を踏まえて、再度、検討をよろしくお願いいたします。

局長から。

○相馬局長 先生方の御議論を非常に興味深く拝聴させていただきました。実は、事務局の中でもいろいろな議論をしてきましたけれども、ただいま座長のほうからお話がございましたように、問題とされる事象があって、その事象に対してどのように対応していくのかというところが一つの問題だと思います。

一つありますのは、先ほどから話が出ておりますように、寄附者意思の尊重というテー

ゼがありまして、そのテーゼに抵触しないためにはどういう形で対応できるのかということころがやはり一つの大きな問題になっているかと思えます。

これも先ほど座長のほうからお話がありましたけれども、この問題となっているところの法人は、ある意味、財政的に非常に豊かなところが多くて、そういう意味では、私どもの指導に関してきちんとした根拠を持って指導内容を示さないと、簡単に言うことを聞くような法人ではないと思っています。そういう意味では、やはりきちんとした裏づけ、理屈、根拠なるものが求められるというのは、先ほど小森委員のほうからお話があったとおりでございます。

そういう観点から、今、座長からお話ございましたけれども、もう少し戦略を練る時間をいただければと思っています。繰り返すようですが、多分、先生方は皆さんそうだと思いますけれども、この事象について問題とするという意識、この事象を何とか解決すべきだという意識については、共通していると私どもも理解しておりますので、そういう観点から引き続き考えていきたいと思っています。

○高山座長 ありがとうございます。

では、修正案、よろしく願いいたします。

引き続き次の議題に入ります。次の議題ですが「特定費用準備資金の運用について」でございます。

事務局から御説明をよろしくお願ひします。

○黒野補佐 引き続きまして、資料2-1、A3の資料をご覧ください。

こちらは「特定費用準備資金に係る規制緩和の検討」ということで、一番左のところ「緩和水準」と書いてありますけれども、現行、それから、数字が1、2、3、4とあります。数字が大きくなっていくほど、いわゆる緩和の方向で想定しております。

現行、特定費用準備資金は、新規事業のために積み立てる、あるいは既存事業を拡大するために積み立てる。さらには「逆特費」という言葉ではございませんが、将来、収入が減ることが想定されるので、その場合でも現状の水準、あるいは一定の水準の事業を継続するために、その財源として特定費用準備資金を積み立てるといようなことが認められております。

しかしながら、課題のところ書いてありますように、法人からは結構不評でございまして、使い勝手がよくないという声をよく聞きます。

したがって、今回、何らかの緩和を行うことによって、本来、法人にとってはいい制度だと思われるので、こちらの活用に資することができないかということでこのペーパーがつけられております。

1、2、3、4のところは、そういう意味で、いわゆる逆特費を中心に緩和水準を書いております。逆特費でない通常の特費は、ある意味、法人が決断すれば、新規事業を行う、あるいは今の事業を1割ぐらい増加させるとか、みずから計画的にできるということもありますので、制度として緩和する余地が余り多くないということで、こちらではいわゆる

逆特費について検討しております。

まず、1番目のところですが、こちらは合理的根拠を出すのが難しいということが聞かれますので、その説明を緩和するというような、ある意味、現行水準とどう違うのかということもあって点線になっておりますけれども、実質、余り違いはないということも言えるかもしれません。

こういうレベルで緩和するとすれば、この水準までであれば、課題のところを書いてありますように、使い勝手がよくなったと言えるのかとか、緩和する、緩和すると言っていたが、これで緩和したことになるのかというような御批判の意見も出そうなのが想定されますけれども、何らか一定の説明水準を緩和するところを認めるというのが1番目でございます。

続いて、その下の2番目は、思い切って逆特費の合理的算定根拠の判断基準を緩和するということです。例えば、この際、収入減少の説明は求めないというようなことまでやった場合ということを概念上想定してつくっております。

ただ、課題のところにありますように、逆特費の場合、収入が減ることを前提として、そのための財源として現在の剰余を積み立てるということとございますので、もともと逆特費と言えないのではないかという考え方も出てくると思われます。

あと、緩和の仕方が非常に難しくなるということで、課題のところでもそれなりに思いつくところを書いてありますけれども、なかなか決め手が難しいということでございます。

続いて、その下の3番目は、逆特費に係る合理的算定根拠を廃止するというような形を概念上整理するということです。ただ、何らかの代替措置が必要なので、そこをどうするかということで、例として、一応、覚書のようなものを出してもらおうということが整理としてはあり得るかということでございますが、課題のところにも書いてありますように、もともと特定費用準備資金には要件がございますので、そこはかなり抵触するというところで、規則の改正でというレベルを超えてしまう可能性があるということでございます。

4番目は、一応、この表に入れておりますけれども、経営安定化基金ということで、いつ使うかは全く法人の自由で積み立てるというものを書いております。

ただし、課題のところにもありますように、こちらは特定費用準備資金とは言えない水準なので、もともとの収支相償等の制度的な対応から外れるということで、法律そのものを改正しないと実現しないということが考えられます。

一番右側に「税制優遇との対比の観点」ということで、取ってつけたような形でコメントがありますけれども、こちらは現実に特定費用準備資金にかかわる規制緩和をするにしても、関係当局を一定水準説得できるような形でないと実現できないということで、そちらの観点から、こういうことが考えられるのではないかとということでコメントを入れてございます。

説明としては以上でございますので、こちらで御議論いただければと思います。

○高山座長 ありがとうございます。

一番右に税制との対比も書いていただきましたので、皆さん、この辺も頭に入れつつ、緩和をするというお話をしたために、ある程度緩和していく方向性は見せる必要はあると思うのですが、そうはいつでも、4番などは出てくるほうがちょっとおかしいのですが、1番から4番までそれぞれ考えがございませう。皆様の御意見をお伺いして、どのレベル感でいければいいのかなということを検討していきたいと思ひます。

長参与、いかがでしょうか。

○長参与 法人のニーズとしては、とにかく事業運営上不安なので、幾らかはとっておきたいというニーズは確かにあるのですけれども、収支相償を制度上うたっている以上、それをずっと確保するというのは不可能だと思ひます。

では、その中でどれくらい緩和できるかというところ、私は、1の方向で、いつ赤になるかわからないが、減少というのは見込めるだろうということ、時期、金額は特定できないけれども、やはりこのくらいは欲しいというものは認めていいのではないかと。2以下は何でも積めるような感じがありますので、制度上は合わないのかなと思ひます。

○高山座長 ありがとうございます。

中田参与、いかがでしょうか。

○中田参与 私は1以外はあり得ないと思ひています。説明が不要という段階でもう特費ではないので、これはもう2でも3でも4でも同じなのですが、ただ、1で問題なのは、今でも収入の減少というのは将来予測なので、結局、現場の担当の方ですよね。あれもだめ、これもだめ、結局、だめなのではないかというものがよくなって、ある程度法人が合理的な証拠を出せば、費用の積み立てと同じようにちゃんと収入の減少も扱っていただきたいなと思ひるところです。そこさえやっていただければ、1で十分可能なのではないかと思ひています。

以上です。

○高山座長 ありがとうございます。

上倉参与、いかがでしょうか。

○上倉参与 私も1以外はあり得ないかなと思ひます。税制優遇を受けているというところからして、1以外は説明がつかないのではないかなと思ひています。1を前提にした上で、説明の求め方をどうするかというところを検討すべきではないかなと思ひております。

○高山座長 ありがとうございます。

金子参与、いかがでしょうか。

○金子参与 説明は不要というのは、もともとここに載っているだけで、これをオーケーという方はどなたもいなくて、一応、最終的にという流れだと思ひます。ただ、1のときにどうやって説明するかというところ、積極的にどうしても収支相償を飲まなくては行けないと思ひている方はここにほとんどいらっしゃらないので、あとはセッションの中で限界まで、ただ、後で問題にならない説明の方法ということ、特にこれについての議論というよりも、今後、より詳しい部分を御教授いただければと思ひます。



○高山座長 ありがとうございます。

梶川参与、いかがでしょうか。

○梶川参与 私も皆さんと一緒にです。私の場合、事業の継続性が保たれないと一定の効果が出ないということを俯瞰的に考えるところですので、収入の減少もあるけれども、どの事業をどのぐらい継続することが本来の公益活動に合うかということもちょっと説明していただきたいなという気はします。

○高山座長 ありがとうございます。

この点につきましては、誰も2、3、4と言わないでよかったと思っているのですが、やはり1以外はないでしょう。ただ、これを出すことはさすがに法人にとってメリットがあると思います。今までよくわからない中で、逆特費があるかもしれない、ないかもしれないということでもいろいろな意見等がありましたので、逆特費も認めます、ただ、合理的な説明をしてくださいとなってくると、結果的には余り説明できないと思うのです。やはり難しいとは思いますが、ただ、チャンスはあるということで、そういう意味では、この提示というのはいいのかなと思っておりますので、皆さん御意見が一致しましたので、1ということを中心に報告書の作成をよろしくお願いいたします。

それでは、第3でございます。

小森委員。

○小森委員 特費については詳細な定義があるのですが、「収入の減少」というワードを府令の上でどう読むのですかという課題はあるのではないかと思います。

もう一点は、今まで認められたケースというのは、よほど将来のイベントがはっきりしていて、こういうことが起きるので、特費というか、認めてほしいということがあって、かなり限定的な事象ではあるのですが、これを認める場合、先ほど申し上げた特費の定義との読み合わせをどうするのでしょうか。

○高山座長 今のから出てこないですね。

○小森委員 直接的には読めないのですが、そこら辺はどうなのでしょう。

○黒野補佐 現状、事務局の整理としては、将来の特定の活動というところの捉え方として、財団の活動を想定すると、当然、収入がなければ活動できないので、収入が減ると活動水準を下げるはずなのですが、将来、収入が減るにもかかわらず、その分を丸々減らすわけではなく、活動するという意味で、そこを特定の活動と観念して、特定費用準備資金の対象にできるという形で。

○小森委員 法令解釈上も大丈夫ということによろしいのですか。

○山崎室長 補足します。要するに、府令の18条というのは、収入が減少するとか、そういうサイドからではなくて、将来の特定の活動を実施するために支出する費用ですとなっていて、では、その特定の活動というのは何ですかというのは、既存事業を拡大しますというときの拡大分ですとか、新規事業をやりますというときの新規分というのがぱっと思いつくのですが、既存事業を同じようなレベルでやりたい。だけれども、将来、減

るかもしれないという、その下がった分を埋める部分も、ある種、特定の活動と考えられるという形なので、そういうものを含んだ形で規定されているという解釈です。

○小森委員 では、法令解釈上は問題ないということですね。

○山崎室長 はい。ですので、詳細が今後の検討でどうなるかは別として、今の感覚的には、1番でいくのであれば、恐らく府令を何か変えなければいけないということには直ちにはつながらないのかなと考えております。

○高山座長 ということで、18条3項1号の「当該資金の目的である活動を行うことが見込まれること」というところを、拡大あるいは新規ではなくて、維持というところも読めるだろうということで読んでいくということで、この件については、逆特費というのを知っている人は知っていますけれども、ほとんどの法人さんは知らないと思います。

そういう中でのアナウンス効果は抜群だと考えておりますが、実際、将来の収入減というのは、先ほど小森委員がおっしゃったように、ある資金があって、出し手がいつまででやめてしまうということがわかる場合にはいいのしょうけれども、そうではないような経済情勢の中で翻弄されますというのは、本当はなかなか難しいのかなという気はしております。

○坂井企画官 今の議論と関連して、折角資料をつけさせていただいているので、資料2-2を補足的に説明させていただきます。

先ほど資料2-1で、1しかないのだろうということで研究会としてオーソライズいただいたところですが、この紙を事務局が作成しました趣旨は、一応その方向性を前提として、さはさりながら、引き続きわかりにくいという批判は続いているという実態がございます。

事務局としてその理由は何かということを考えてみますと、3本の座標軸を考慮する必要があるのかなと。一つは善意か悪意か、二つ目は規模が小さいか大きいかな。そしてもう一つは、恐らく先ほどから議論になっている、収入の部分が自律的か他律的かというところで、その3本の軸をベースにどう整理するかということを考えてみたときに、なにがしかをお示しする必要があるのではないかとこの考えによるものです。

もう一つは、実は文章では「逆特費」という言葉はなかなか出てきていなくて、恐らくその辺も入り口のところで法人さんはなかなかわからない。ある意味、行政的に不親切な部分であるということもあったので、一応、見やすさ、一覧性というか、これを見たら一覧でわかるよというものを準備してお示ししておこうという表でございます。

そういう意味で、この四角の部分が明確化措置ということを書かせていただいたもので、他律的な部分をどうつくっていくかということ、赤印で緩和措置ということで提示できないかというイメージで作成しております。

まず、上のほうは、先ほど議論いただいた「逆特費」という言葉は使っておりません。

(1)は通常の特費で、この本質は剰余金発生ということで、将来、費用支出の増加が見込まれるということで、費用の方でございます。これは以前、研究会々回ぐらいに中田参与が発言された内容に沿っております。

(2)は、今度は将来の収入の減少が確実に見込まれる場合ということで、これを「逆特費」と称しているのですが、なかなか法人さんに周知されていないということで、周知を図る。

その対象は何ぞやというところもわかりにくいので、対象を「新規」と「継続」で分けてみました。法定要件については端的に言うと、「目的」と「規模」と「期間」なのです。この3つがきちんと説明できていればいいはずなのですが、これは法人さんにきちんと明確に周知されていないし、ある意味で担当の方もわかっていない部分があるので、これはベクトル的には行政庁内向けの指標として使えるかなと思います。そういうことをまず示す。

それぞれ具体的な説明が必要ですし、通常の特費であれば、期間が10年程度というのは現行も認めていますし、逆特費であれば、最大5年分というのはあり得るだろうと思って置いております。

ここまではある意味、自律的に規制できる部分なのですが、先ほどの議論にあったとおり、他律的な部分というのは若干あるだろうと思います。収入あっての何ぼなのですが、収入が入ってこない、そこができない分はどうするかという点について、まず1段階として、法人さんにまずなぜ1又は2でダメなのかという挙証をきちんと求めて、そこに誘導させていただく。

それでもダメな場合というのはやはりあるのかと思われま。例えば、いろいろな政策判断でどうしてもその分にお金が出せなくなるということで、収入としてコア部分ができなくなるということで、法人にとっては、事業の安定性、継続性というものが損なわれることになますので、その分はきちんと説明していただければいいのではないかとということと、やはりこれは特例の特例なので、対外的に説明するときには、単に挙証責任を果たせばいいというだけではなくて、「蓋然性の高さ」というのもきちんと説明いただかないといけないだろうということで、明確に記載させていただいています。

期間は、これは特例の特例なので5年を超えるわけにはいかないのではないかと。5年分というのは1年でもいいし、2年でもいい。要するに、緊急避難的な期間は法人に機関決定の上ご設定していただくということでございます。

とりあえずこういう緩和イメージをベースに、また事務局で考えさせていただこうと思っておる次第です。

以上でございます。

○高山座長 ありがとうございます。

こういう形でイメージ案を出していただくと、なかなか頭に入りやすく理解しやすいということで、皆さん、ぜひこのイメージ案を頭の中に入れておいていただきたいと思っております。

それでは、引き続き議事次第の3番目に入ります。「財務諸表における勘定科目の明確化等の検討について」です。

事務局から御説明をよろしくお願ひいたします。

○黒野補佐 資料3をご覧ください。この3番目の項目は、会計士協会との連携ということで、今年度の初回のときに、為替の整理が公益認定会計基準で十分できていないということで、そこを依頼しております件と、それから、実務上何らかこうしたほうが良いというようなリクエストがあれば、それもお願ひしますということで会計士協会さんのほうに投げさせていただいたものの回答が返ってきております。

今回は概要を説明させていただくことにとどめまして、実際、具体的な議論は次回に行うということを想定しております。

それでは、説明させていただきます。

まず、資料3の右上に平成29年12月26日という日付が入っている頭のペーパーでございますけれども、こちらは実務上こういうものがあつたらいいなというリクエストでございます。

具体的には、今、公益法人が収益事業等を行っている場合、収益事業等の利益の50%を公益に振るという他会計振りかえの制度がございますが、現在の科目のひな形のところに他会計振りかえ自体はありますけれども、その上に小計のような集計欄がないので、今のひな形をそのまま使って財務諸表をつくと、全体がどれぐらいあつて、どれだけ他会計振りかえするかというところが見えない状況になっているので、ひな形自体にそういう小計欄的なものをつくって、利便性に資するような形をとつたらどうかという御提示でございます。

こちらはその方向で対応することになるかと思ひますけれども、運用指針を改正するタイミングでそのように対応したいと考えております。

このペーパーについての説明は、それで終わりでございます。

続いて、その裏側から始まります「為替差損益についての考察」という資料でございます。

こちらは一番上の四角のところにあります「現状及び論点」で、為替差損益の科目例示がそもそも公益会計基準の運用指針にないということです。また、経常損益、経常外損益のどちらに計上するのかが明確になっていないというのが現状でございます。それを会計士協会さんのほうに明確にさせていただきたいというリクエストをした、その検討結果の取りまとめがこちらのペーパーでございます。

「1. 経常損益、経常外損益の計上について」ということで、現状は為替差損益について、実務上は経常損益（評価損益等調整前当期経常損益の「上」）としている例が多いと思ひます。上をしているということであれば、収支相償の対象になっていると表現することもできます。

特に科目の例示のところにはないのですが、一般的には為替差益であれば、雑収益の中に為替差益あるいは雑収益という形で記載しているか、あるいは雑損失であれば、もともとの有価証券等が事業に関するものであれば事業費、監理に関するものであれば管理

費ということで、そちらの中の為替差損あるいは雑損に含めて表示されているというのが現状です。

次のページ「2. 公益法人会計基準上の為替差損益の表示上の差について（現預金、有価証券等）」ですが、こちらは【外貨建有価証券に係る換算差額】ということで、会計士協会から実務指針が出ておりまして、そこには「決算時における換算によって生じた換算差額は、原則として、当期の為替差損益として処理することになっているが、公益法人が所有する外貨建有価証券に係る換算差額は為替差損益として別掲せず、評価損益に含めて処理することができる」と記載されております。

現状の会計基準はいわゆる20年基準と言いますけれども、16年会計基準のときからこういう記載がありまして、そのあたりの検討をしなくていいのかという問題意識でございます。

次のページに【投資有価証券評価損益等の正味財産増減計算書における表示方法】というのが上の四角の次にありますけれども「平成20年会計基準では、基本財産、特定資産及びその他の固定資産として運用する投資有価証券の評価損益及び売却損益については、その他の経常収益及び経常費用とは区分して処理するものとされている」ということで、為替差損益をどこに置くかによって整理の仕方が変わってくるということでございます。

次のページに論点1とございますけれども、為替差損益は、評価損益等調整前当期経常損益の「上」なのか「下」なのか。上というのは、先ほども申しましたように、収支相償の対象にするのか、しないのかということになるかと思えます。

基準の注解16では、評価損益等に計上するのは「基本財産、特定資産及びその他の固定資産として運用する投資有価証券の評価損益及び売却損益」ということになっております。ここに為替差損益を含めるのかどうかという検討が必要になるというのが論点1でございます。詳しい説明は省略しますが、次回、こちらについて検討させていただくということでございます。

次の次のページに論点2がございます。こちらは「会計区分がある場合の為替差益と為替差損の相殺表示について」です。

公益法人なので、会計区分が公益目的事業会計、収益事業等会計、法人会計という区分が想定されます。そのような場合に、元本がどこにあるかによって、公益では為替差益、法人会計では為替差損というような事象が起こり得る。そのような場合にどう整理すべきかというのが論点2でございます。こちらについても、論点の紹介ということで先に進めさせていただきます。

次のページの3は「有価証券の為替差損益と評価損益の関係について」を整理した表でございます。物によってこのように区分できて、換算方法、処理の方法が書いてございます。

こちらに関する論点として、次のページに論点3「評価損益等における為替差損益の表示方法について」ということで、先ほどから話題になっておりますが、どこに表示させる

のかということで、①にあるように、現行の運用指針には基本財産評価損益等、特定資産評価損益等、投資有価証券評価損益等と例示がございますので、ここに含める方法と、②として「①+『為替差損益』」ということで、為替差損益という科目を新たに設けて区別するという記載方法があるかと思いますが、こちらをどうするかというのが論点3でございます。

次のページ、論点4でございます。為替差損益のうち、決済差損益と換算差損益で表示区分を変更する必要があるかどうかということでございます。為替でございますので、債券等であれば、最終的に満期が来て原価に換算される。それが決済差損益でございます。会計年度があるので、期末に必ず換算しなければいけない換算差損益とこのあたりを区別するかどうかというのが論点4でございます。

次のページ、論点5でございますが「指定正味財産に区分される寄附によって受け入れた外貨建資産の為替差損益の表示について」ということで、①としまして基本財産評価損益等に含める方法と、②として、新たに為替差損益という科目をつくって、そちらに別にするという方法とあるが、どうすべきかという形で論点がございます。

会計士協会の実務に詳しい先生方にまとめていただいて、このあたりの論点のところは実務の観点からは決め切れないということで、研究会のほうで決めていただけないかという趣旨で報告書が提出されております。

説明としては以上でございます。

○高山座長 ありがとうございます。

それでは、上倉参与、協会として何か補足することはありますか。

○上倉参与 特にありませんが、実務上はやはりいろいろなケースがありまして、現預金や有価証券はもちろんですけれども、未収金、未払い金を外貨で持っているようなケースもありますし、もっと細かい話をすると、未収利息を計上していて、未収利息も外貨建てだよというようなケースもあるようで、それがまた非常に金額的にも重要性が高いというケースもあるようでして、BSを想定していただくと、流動資産、流動負債、固定資産。固定負債を外貨でというケースはないと思いますけれども、さまざまな場所で外貨建てを有しているケースがありますので、そんなことを前提にしながら御検討いただければなというところでございます。

○高山座長 ありがとうございます。

これは収支相償にも直結する話でございますので、今、会計士協会として、検討の内容についての説明がありましたので、皆さんの御意見をお伺いしていきたいと思っております。

長参与、いかがでしょうか。

○長参与 今まで評価損益の中に含めていたというのは、結果的に同じなのですけれども、一緒にしていたと。資産が増減するので、そのままやっていたということだと思いますけれども、厳密に考えると分けるべきだなということは改めて認識しました。

○高山座長 中田参与、いかがですか。

○中田参与 これを総体で考えると、一般正味財産を財源とするものと、指定正味財産を財源とするものについての論拠も要るかと思うのですが、私の考えでは、一般正味財産の部のところで外出しにしたというのは、収支相償から外すという意味でしたから、6つの考え方がありましたけれども、経営者・経営陣の責任に帰さないものを収支相償から外すという趣旨では、為替差損益は全部外すべきなのではないかと思っています。

一般正味財産の為替差損益、評価損益は、今の評価損益のところでは為替差益は別建てにして入れると。指定のほうは、やはり為替差損益は別建てにして指定のほうに入れるとすれば、統一感もあってよろしいのではないかなと思いました。

以上です。

○高山座長 ありがとうございます。

では、金子参与。

○金子参与 論点3は、より望ましい方向へということだと思うので、問題ないと思いますし、論点4も同意いたします。論点1と2はいろいろ解釈等があると思うので、すぐにはお答えができないのですが、論点5のところでは指定正味財産に区分されていると下に書いてあるのは、外貨とか債券系ですかね。こういうものは実際は多いと思うのですが、中には海外のシェルターとか学校とか、そういうものに寄附された場合というのはどうなるのですか。固定資産系、現物資産系の寄附というのは特に何か違ったりするのですか。そこはどうするのかなど。

○高山座長 通常だとヒストリカルレートになるのですかね。

○金子参与 では、そのときはこれはそもそもここには出てこないという理解なので、ここに出てくるのは、あくまでも評価外にするものだけということでもいいのですかね。

○上倉参与 そこは議論していないのです。

○金子参与 わかりました。その確認だけで、以上です。

○高山座長 そんな事例というのは、実際の例であるのですかね。ちょっとケアをするということで考えておきます。

梶川参与、いかがですか。

○梶川参与 特に異論があるわけではないのですが、1については皆さんで御検討ですが、1というのはあり得るのではないかと思います。あとは結構です。

○高山座長 場合によっては協会の出す実務指針が変わることなので、協会にとっても大きな話になってくると思いますので、これにつきましても、私どものほうに協会からどうかして欲しいというお話がありますので、適切に対応していきたいと思っております。

何か事務局のほうからつけ加えて御説明はありますか。ないですか。

それでは、ちょっと早いのですが、今までの議論の1から3について、ぜひ指摘したいということはいかがでしょうか。

○中田参与 坂井先生が説明された資料2-2はとてもわかりやすいのですが、現状の(2)の「将来の収入の減少が確実に見込まれる場合」なのですが、これは逆特費として

使えるようにするというのが緩和ということなのですが、その期間について、費用は最長10年というのは、今は多分それでやっていらっしゃると思うのですが、収入の減少も、5年分でしか説明できないことはあるかもしれませんが、頭打ち5年となってしまうと、例えば、会員の減少がずっと続いている法人とかがありますよね。そうすると、ちょっと長い間フィックスしておきたいなと思っても、例えば、収入が収支相償で遅延がちょっと大きく生じた。だけれども、5年分で頭打ちになると、これしかできないというようなことになるので、その辺は、同じ10年にさせていただいてその中で見ていただければなと思うのですが、いかがでしょうか。5年で頭打ちにするというのはちょっと厳しいような気がするので、10年で個別に判断していただければいいのかなと思うのですが。

○坂井企画官 いわゆる逆特費というのは、やはり非常に緊急な事態と思うのです。だけれども、法人としては、実務的に現場感覚で見ると、5年以内に法人がガバナンスをしっかりとさせて、事業をもう一度再構築されるなり、その辺の財源構造を考えていかれるのですね。そこをなし崩し的に10年やる必要があるのかというのは、なかなかあらかじめ判断ができないところなのです。

○中田参与 今のお話で(2)の②のほうはそう思いますけれども、(2)の場合は緊急避難的ではないと私は思っているのです。つまり、費用なのか収入なのかというだけであって、緊急避難的ではないと私は考えているのですが。

○坂井企画官 もっと極端に、ある意味非常に冷たい言い方をすると、恐らく公益法人として立ってられないのではないかと。収入がなくなるということは、公益法人である必要があるのかということなのではないかと考えるのです。

○中田参与 最近思うのですけれども、公益を潰したいのかなと。たくさん零細の公益があるのです。

○坂井企画官 いや、そういう趣旨ではございません。

○中田参与 小さくても頑張っている公益の方もいらっしゃるので、なるだけ公益を維持させてあげたいと思うのです。今は収入があって長らえることができる。頑張ってやってくださいよというスタンスでやってほしいなと私は思っていて、収入がない、イコール、潰れるというのは余りにも冷た過ぎるかなと思うのです。

○坂井企画官 それは社団の場合の話ですか。

○中田参与 いや、別に特定の団体のことを言っているわけではありません。小さいところがたくさんあるのも事実なので、その辺についても、財務の財政安定の基準がありますので、それに抵触したらどうかと思いますけれども、それに勢いよく行くようなことを助長しなくてもいいのではないかと。最初の移行認定のときには、移行するというのを温かく言われていたと思うのです。今はとても温かい処置だとは言えないので、心持ちだけでも温かくしてほしいなというのがあります。よろしくお願いします。

○高山座長 局長。

○相馬局長 今の坂井企画官の話に尽きているとは思いますが、この特費の問題を考え



るときに、法人の実際のニーズに合わせて特費の問題を考えていくということももちろん大事な観点でありまして、一番それが大事だと思うのですけれども、加えて、この特費に関しては、いまだ十分に活用されていない部分があるのかなと私は思っております。

若干欲張りな言い方ですけれども、そういう意味では、この際、法人側にも制度理解をもう少し進めてもらいたいなということもありますし、制度理解に加えて、財務会計面での運営の能力を高めるような一つのきっかけにもしてもらいたいと考えているところでございます。

実際、今回、この内容で報告書をまとめるに際しても、どういう形かわかりませんが、場合によっては、具体的にこういう場合はみたいな話も提示していく必要があるのかなと思っております。

今、中田先生からお話があった件ですが、坂井と同じような話になるかもしれませんが、10年ずっと長期低迷になっている状況というのは、それは立て直しのための努力をしてもらわなければいけない。そのように考えた場合、10年ずっと下がっていくということを座視していただくわけにはいかないのかなと私は思っています。

少なくとも5年というのは、今、坂井が申し上げたように、一つの猶予期間でありまして、その猶予期間内に財務会計面、事業の内容等について改めて精査をしてもらって、盛り返してもらうような形で法人には考えてもらいたいなと思っております。

こういう言い方は失礼かもしれませんが、そのように考えております。

○高山座長 よろしいでしょうか。

金子参与。

○金子参与 今、中田先生が言われたところの文章なのですが、まだアイデア段階だと思うので言うのも失礼かもしれないのですが「法人の責に帰す」という言葉があって、「責に帰す」というのは法律等ではよく使われる言葉だと思うのですけれども、会計上、運営の利益などが減るのが法人の「責に帰す」というのは、概念としてすごく難しい概念になってしまって、極端に言えば、地震が起こっても、地震保険に入っていないで損が出たら、それは法人の責に帰すのか、帰さないのかといったときに、経営責任の問題等を考えたときに、これをどのように理解すればいいのかということと、あとは、その書きぶりというのをどう考えればいいのかという点を教えていただければと思います。

○相馬局長 私どもが事務局の中で議論したときは、基本的に他律的という意味とほぼイコールで理解しておりました。その辺の表現は改めて考えてみます。

○高山座長 もしこういうことを明確化していただければ、使うほうも使いやすいということもございますし、局長が今お話ししましたように、猶予期間という部分も大きいと思います。

我々会計士が監査上、繰延税金資産の回収可能性を判断するうえで、5年という期間が一つの基準となっていますが、これと通じている部分があって、10年になると回収可能性は判断できないというのがありますので、実務的には5年が妥当かなとは思っています。

ただ、中田参与がおっしゃるように、確かに冷たいという部分もありますが、私から見るとこれは画期的なところだと思います。今までから見ると相当画期的なところがございます。5年の猶予をいただけるということであれば、立て直しもできますし、場合によっては、本当はそんな低迷だったら事業縮小というのが出てくると思いますので、そこを考慮していただくということになると思います。

ちょっと早いのですが、何かほかにございますか。

では、以上の点を踏まえて、次回、御意見をお願いいたします。

最後に、事務局からお話がございますか。

○小森次長 日程はまだ押さえていただいておりますが、いろいろ検討すべき点と、年度末近いので、スケジュールもちょっと考えますので、また早急に連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○高山座長 では、きょうは30分ほど早いのですが、以上をもちまして今回の議事は全て終了いたしました。本日は活発な御意見をどうもありがとうございました。